

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

目次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 規則                        | 四五 |
| ○福島県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則   | 四五 |
| 告示                        | 四五 |
| ○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 | 四五 |
| ○土地改良区の定款の変更を認可した件        | 四五 |
| ○保安林の指定をする予定である旨通知があった件   | 四五 |
| 公告                        | 四五 |
| ○落札者を決定した件                | 四五 |
| ○福島県選挙管理委員会               | 四五 |
| ○選挙人名簿の選挙時登録の基準日を定めた件     | 四五 |

## 規 則

福島県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第七十三号

#### 福島県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

福島県食品衛生法施行細則（昭和三十三年福島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「届出書」の下に「及び施行規則別表第十七の九ハの規定による情報提供に用いる届出書」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（食品生活衛生課）

## 告 示

### 福島県告示第五百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年十月十一日から同年十一月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか
- 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
  - 意見の提出者  
原町商工会議所
  - 意見の概要
    - 駐車需要の充足等交通に係る事項  
来退店経路となる県道浪江鹿島線および市道南町本陣線における交通渋滞の抑制・緩和に向けた対策を講じられたい。
    - 歩行者の通行の利便の確保等  
出入口一付近を中心とした歩行者の安全確保の観点から、横断歩道や市道南町本陣線東側への歩行者専用道路の設置等、通行の安全性に配慮した対策を講じられたい。
    - 防災・防犯対策への協力  
災害時における施設・設備の開放等、企業として協力できる具体的な内容を地域住民が認知できるように広報願いたい。
    - 騒音の発生に係る事項  
搬入口、荷捌き施設は福島県復興公営住宅南町団地と隣接している。運搬車両および作業に伴う騒音に関するトラブルを未然に防ぐため、防音壁等の設置など騒音に配慮した対策を講じられたい。
    - その他  
高齢者に配慮した乗降場所の確保等、安全対策を講じられたい。

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第五百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津北部土地改良区から令和六年九月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、同年十月一日認可した。

令和六年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

**福島県告示第五百六十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和六年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

伊達市梁川町舟生字栗生山三八のイ、三九の一、三九の二、四〇から四三まで、字笹原一、二、四、六の一、六の二、七の一、七の二、八、八の二、九の一、九の二、一〇から一五まで、一六のイ、一六のロ、一七の一から一七の三まで、一八、一八の二、一九の一、一九の二、二〇、二〇のイ、二〇のロ、二一、二一のイ、二一のロ、二二、二二のイ、二二のロ、二二のハ、二三、二三のイ、二三のロ、二四、二四のイ、二四のロ、二五のイ、二五のロ、二六のイ、二六のロ、二七、字袖ノ山八から一四まで、一五の一、一五の二、一六、字大釜一の一、一の二、二から七まで、八のイ、八のロ、二から八の六まで、九、二一、二二、二四から二九まで、三三のイ、三五のイ、三六、四四、四四の二、四五、四六のイ、四六のロ、四七から五一まで、五一の二、五二から五六まで、字和田山一一、一三から一六まで、一九の一、一九の二、二〇の一から二〇の四まで、二一の一から二一の四まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

**公 告**

**公告第189号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年10月11日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
高速液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年9月13日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社小関秀雄商店 福島県福島市北中央三丁目85番地の1
- 5 落札金額  
42,218,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和6年7月30日

（入札用度課）

## 福島県選挙管理委員会

## 福島県選挙管理委員会告示第七十一号

令和六年十月二十七日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第三項の規定による選挙人名簿の登録について選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和六年十月十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

## 選挙時登録の基準日

令和六年十月十四日（年齢については、令和六年十月二十七日）